

令和7年第1回軽井沢町議会定例会9月会議

一般質問通告

通告順	議席番号 議員氏名	質問事項	備考
1	3番 小山裕嗣	○教育施策の先駆的事例から問う当町の現状及び課題について	
2	4番 眞島聡子	○人権教育と子どもへの暴力防止の取り組みについて ○こども誰でも通園制度について	
3	1番 金山のぞみ	○安全な交通及び歩行空間について	
4	2番 小林天馬	○住民の声を活かすDX施策と広報・情報管理の進捗状況について ○行政手続きのオンライン化の進捗状況について ○電子回覧板を起点とした地域情報共有と区活動活性化について	
5	6番 中澤睦夫	○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例に基づく事前協議について ○河川へのごみ不法投棄対策について ○クマ出没の対策について	
6	8番 寺田和佳子	○軽井沢病院の経理体制の改善はされたのか ○通級教室を導入しての効果は	

令和7年第1回軽井沢町議会定例会9月会議

一般質問通告書

通告順	議員氏名	質問事項
1	3番 小山裕嗣	<p>○教育施策の先駆的事例から問う当町の現状及び課題について</p> <p>激しい社会変化の渦中、公立小・中学校は、新たな社会の要請に応える教育の実現と、現状のリソースとの間で板挟みとなり、活路を見出そうと各自治体が懸命に取り組んでいる。学校が描く夢の実現や、解決すべき課題への対応力を高めるには、持続的な協働を生み出す仕組みの構築が不可欠である。この視点から、実現可能な教育活動を飛躍的に広げるため、以下の点について伺う。</p> <p>(1) 指導主事は、都道府県や市町村の教育委員会に置かれ、学校教育の専門家として、重要な役割を担っている。教育課程や学習指導の専門的助言、教員の研修指導、教育研究の推進、学校運営への指導・支援、教育課題への対応など、業務は多岐にわたる。配置のメリットとしては、学校教育の質の向上、教員の資質向上と負担軽減、地域に根ざした教育の実現、教育行政と学校現場の橋渡し等が挙げられる。個々の学校や教員の支援にとどまらず、地域全体の教育力向上と、子どもたちがより良い環境で学べるようになるための重要な基盤となるため、配置が望ましいとされているが、当町では、教育魅力化推進員がそれに充当する役割を託されていると承知している。現在は、軽井沢高校のみの対応となっており、今後、小・中学校対応の推進員を配置、検討する予定はあるか伺う。</p> <p>(2) 「学習者中心の学び」の実現を加速させるため、鎌倉市では、「市費負担教員制度」を創設し、正規教員を採用することを発表した。教員不足を解消するために市費で非正規教員を採用するケースは多いが、市費で正規教員を採用し、かつ県費負担教員と同水準の待遇を保障するのは全国的にも珍しく、2026年度に10人、将来的には約30人の採用を目指すという。採用される教員の任期は3年で、最長5年まで更新可能としている。</p>

通告順	議員氏名	質 問 事 項
1	3番 小山裕嗣	<p>給与は神奈川県内の正規の県費負担教員と同じ水準の給料表を採用し、年次有給休暇などの待遇も同水準となっている。当町においては、先駆的事例として、教育魅力化推進員を町独自で雇用している。今後、教育魅力化の観点から、正規教員を町費で雇用することを考えているか伺う。</p> <p>(3) 鎌倉市では、2020年からふるさと納税を活用した自治体クラウドファンディング「鎌倉スクールラボファンド」を実施している。昨年4月には、寄附金の透明性を図り、適切に運用するため「鎌倉スクールラボファンド活用基金」を新設するなど、学校教育活動の充実に向けた財源の確保に取り組んできた事例がある。ガバメントクラウドファンディングで資金調達をするだけでなく、金融商品の運用益を活用して、持続可能な教育資金を調達する新しいスキームも確立している。ガバメントクラウドファンディングについては、今年3月会議で、制度や仕組みについて一般質問した際、当時の税務課長より「すでに取り組んでいる他の自治体の事例を参考に、プロジェクトができる事業があれば積極的に進めてまいりたいと考えている」との答弁があったが、教育事業のプロジェクトについて調査研究、検討を進める考えはあるか。</p> <p>(4) 今夏も酷暑が続いており、3小学校におけるエアコン設置については改めて急務と考える。エアコン設置については、令和5年12月会議で一般質問した際、「東部小学校では9カ所、中部小学校8カ所、西部小学校8カ所の諸室で未設置。小学校の長寿命化計画を検討しながら、交付金などを計画的に活用する。施設整備を含む冷房設備を設置することで教育環境の改善に取り組んでいきたいと考えるが、3年以内の設置は難しい」との答弁だった。現状、図書館等も未設置となっており、図書館の時間に影響が出ているとの現場の声もある。先ほどのスクールラボファンド活用基金等で財源を確保し、教育環境の改善が出来るのでは、と考えるが町の考えは。</p> <p>(5) 長期休み期間中の児童を預かる放課後児童教室等で、昼食を提供する自治体の動きが相次いでいる。提供する弁当は保護者から直接、弁当事業者に注文してもらおう仕組みだという。川崎市は昨年度に一部試行したところ好評だったことから、</p>

通告順	議員氏名	質問事項
1	3番 小山裕嗣	<p>今年度は全小学校で導入することを決め、横浜市も昨年度のモデル実施の結果を踏まえて、565カ所で本格実施。いずれも子育て世代の負担軽減に向けた取り組みで、昨年度以上の利用が見込まれている。夏休み中はお弁当を作らないといけない家庭も多く、体調が悪いときや仕事するときなどに気軽に活用できるという。当町では現状、お弁当持参ということになっているが、保護者の負担軽減にもつながることから、今後先進的事例を参考にしながら、予算等も含め各家庭のニーズ調査等を行う考えはあるか。</p> <p>(6) 当町は、令和4年度から、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に移行し、保護者や地域住民などが参加して、学校の運営方針の承認や、教育活動に関する意見を述べる役割を担っている。学校と地域が連携・協働して、子どもたちの教育や成長を支え、地域全体で学校を盛り上げていく仕組みは非常に有効であると承知しているが、その現状と課題について伺う。</p> <p>(7) 現状、学校運営協議会の議事録公開が、年度内に行われていないため、年度中にどのような議論が行われているかが見えにくい状況にあるが、今後改善できる余地はあるか。</p>

通告順	議員氏名	質問事項
2	4番 眞島聡子	<p>○人権教育と子どもへの暴力防止の取り組みについて</p> <p>人は本来「自分はあるがままで尊い存在である」という内面の力（人権）をもっている。幼少期に無条件の愛情や安心感を得られなかった場合、自己肯定感が十分に育たず自分への暴力や暴力の被害に遭いやすくなる。また自分の弱さを補おうと他者を支配しようとする行動が見られ、暴力の連鎖を引き起こしていく。この虐待の連鎖を断ち切ることが鍵となることから次のことを伺う。</p> <p>(1) 児童虐待は、大人が子どもの権利を侵害し、力で支配する行為である。全国の児童相談所が対応した虐待件数は、年々増加している。同じく警察が摘発する件数も増えており、その中でも性的虐待が非常に増加している。当町の現状は。</p> <p>(2) 虐待を受けた子どもの重要な分岐点は、できるだけ早い時期にその子の苦悩に共感を持って理解を示してくれる人と出会うか否かである。暴力を振るう大人の多くは共感して話を聞いてくれる人に出会うことがないまま深い傷を抱えて大人になっている。</p> <p>①いじめや暴力を受けた児童がすぐに安心して相談できる環境整備の現状は。</p> <p>②子どもと周囲の大人が、暴力を防ぐための共通の研修を受け、子どもの権利を取り戻す方法を学ぶことで、子どもたちは安心して大人に相談することができ、大人は被害を受けた子どもの心の手当てを行うことができる。このような研修を受ける意義をどのように考えるか。</p> <p>(3) 人権教育は主体的に学ぶことが大切である。県は「子どもの性や権利について学ぶ研修会」を主催する団体に補助を行い支援している。</p> <p>①以前にも県の補助を使い人権教育を行った町内の団体がある。県の補助金と共に町から補助を行うことで、研修を開催しやすくなり、受講者が増えることが見込まれる。研修会開催のための補助等を行う考えは。</p> <p>②県補助金は学校で開催する場合は対象外となるが、塩尻市では市の取り組みとして全額費用負担し、人権教育プログラムのCAP（子どもへの虐待防止プログラム）を実施している。全小学校の児童や学校職員、保護者が受講し効果もでている。このように予算があれば多くの子供</p>

通告順	議員氏名	質問事項
2	4番 眞島聡子	<p>達に希望する研修を届けることができる。町内の教育・保育施設で研修を行う場合の費用負担を検討してはどうか。</p> <p>○こども誰でも通園制度について</p> <p>国はこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭支援のため「こども誰でも通園制度」を創設した。就労の有無に関わらず令和8年4月より全自治体で本格実施される。そこで町の計画と相談体制、関係者間の情報共有について伺う。</p> <p>(1) 本制度は未通園の生後6カ月から3歳未満の子どもが対象となっており、基本は月10時間以内の利用となっている。</p> <p>①町には対象となる施設が複数あるが、事業を実施する施設とその内容を伺う。</p> <p>②障害の有無に関わらず家庭への支援強化を目的としているが特別な配慮が必要な子どもへの対応は。</p> <p>(2) 制度は、園活動による子どもの育ちや保育士の支援を通じて保護者の養育力を向上させ、相談ができる場として期待される。これまで把握が困難だった児童虐待の防止や要支援児童等の早期発見のきっかけとなることが考えられ、適切な支援に結びつけられる取り組みが大切となる。</p> <p>①町で利用対象者を認定する制度となっているが、保護者へ制度や意義を周知する際の工夫により早期支援につながる可能性もあるが周知方法は。また園によって受け入れ体制が異なるが情報の入手方法や園選択のための相談体制は。</p> <p>②保育従事者が制度の理解を踏まえたうえで専門性が発揮できるよう市町村や事業者が研修等の機会を設けることが必要であるが、町の取り組みは。</p> <p>③通常保育と異なることで保育士に負担がかかる可能性がある。職員へのフォローや相談体制の整備は重要となるが、町の取り組みは。また保育士確保の取り組みは。</p> <p>④制度に取り組む施設間で、工夫点や悩みなどの情報交換や相談し合う関係づくりを行えば、課題の解消や取り組みの工夫を進めることが期待できる。子どもに関わる関係課・機関も含めた横断的な連携が大切になるが計画は。</p>

通告順	議員氏名	質問事項
3	1番 金山のぞみ	<p>○安全な交通及び歩行空間について</p> <p>(1) 軽井沢町交通安全計画では「交通事故件数は、減少傾向にありますが、一方で高齢者の人口増加等により、高齢ドライバーの安全不確認、脇見運転、動静不注視等の安全運転義務違反に起因する交通事故が後を絶ちません。」と記載されている。</p> <p>今年5月には隣町のスーパー駐車場でブレーキとアクセルの踏み間違いによるものと思われる人身事故が発生し、尊い命が失われた。主に高齢者の身体機能や認知機能の低下とそれに伴う交通事故を防ぐため、運転免許証の自主返納は有効な手段の1つであるが、一方で、実際には自主返納後も町内で暮らし続けるのは難しいため交通の便の良い地域への移住も視野に考えないといけないといった声がある。</p> <p>第6次軽井沢町長期振興計画策定に係る町民等意向調査（アンケート）報告書においても公共交通が不便という声は多いことがわかる。そのため交通弱者をサポートすることが必要であることから以下について伺う。</p> <p>①軽井沢警察署管内における高齢ドライバーによる過去3年間の交通事故発生状況は。</p> <p>②高齢者による運転免許証の自主返納割合は。</p> <p>③運転免許証を返納した高齢者の日々の交通手段はどのように考えているか。</p> <p>④地域公共交通会議の委員をされている長野工業高等専門学校の高橋教授によると、免許を返納してから急に公共交通を使い始めるのではなく、日頃少しずつ利用して慣れていくことも大切だという。免許返納後も生活の質を保ち、公共交通を維持していくためには日頃からバス等公共交通の利用を促進していくことは重要であると考えますが、今後啓発活動を行う考えはあるか。</p> <p>⑤高齢化が進む中で、運転免許証の自主返納を含む将来の交通手段の変化を自分ごととして捉えてもらうことを促進するためのセミナーやワークショップの開催はどうか。</p> <p>⑥高齢ドライバーを持つ家族の中には、「運転免許証を自主返納してほしいと思っているが、本人はまだ大丈夫と言う。心配だけどどうしたら良いかわからない。」という声も聞かれる。自分自身の運転能力を客観的に知るために、模擬運転</p>

通告順	議員氏名	質問事項
3	1番 金山のぞみ	<p>などで診断する事業を行うことも有効と考えるが、町の考えは。</p> <p>⑦自主返納の前段階として安全運転サポート車（通称サポカー）の普及啓発も高齢ドライバーによる交通事故防止対策の有効な手段の1つである。サポカーへの乗り換え補助の再開は検討できないか。</p> <p>⑧軽井沢町交通安全計画では、高齢者に対する交通安全教育施策の1つとして「高齢運転者には、安全運転サポート車の普及啓発や運転免許証の自主返納制度の周知について推進します。」と記載されているが、具体的にどのように周知をしているのか。</p> <p>(2) 今年公募型プロポーザルが行われた中軽井沢エリアデザインガイドライン策定業務委託の仕様書において本業務の目的は、「中軽井沢エリアを回遊性の高い歩行者空間で繋ぐことで地域全体の魅力向上と暮らしと観光の調和を目指す官民連携によるまちづくりを行う。」と記載されている。そのためには歩きやすさの向上が欠かせないことから以下を伺う。</p> <p>①主に国道や県道沿いの歩道は整備が追い付いておらず、凸凹のある箇所が複数見受けられる。高齢者や子どもは足上げ高さも低いため、わずかな段差でもつまずき、転倒の危険性が高まる。歩道ではシニアカーや車椅子を使用する方をはじめ、ベビーカーやペットカート、キャリーケースを引きながら歩く観光客も多く見られる。誰にとっても歩きやすい歩行空間の整備は住民だけではなく観光客にとっても欠かせないが、町管理の歩道の整備状況はどうか。また、国や県が管理する歩道に対する整備等の要望状況について伺う。</p> <p>②「日常的に人が集まり、つながりを育む場所」を施設構成の1つに掲げる新庁舎と公民館機能拡充施設は、開庁後多くの利用が見込まれるが、現状の庁舎及び公民館へとつながる町道鶴溜線は歩道が途中で途切れているほか、町内では車の交通量が多いにも関わらず歩道が設置されていない箇所も見受けられる。新たな施設の開設や住宅地が広がることにより、今後の歩行者の安全な通行のために歩道の更なる整備やグリーンベルトの新設などについてはどう考えるか。</p>

告順	議員氏名	質問事項
4	2番 小林天馬	<p>○住民の声を活かすDX施策と広報・情報管理の進捗状況について</p> <p>令和6年9月定例会一般質問において、住民の声を聴くDX施策について複数の質問を行った。これに対し、町は「計画に位置付けて調査・研究していく」等の前向きな答弁を示した。また、町が令和7年3月に策定した「軽井沢町DX推進計画（以下「本計画」）」では「情報受発信力の強化」および「BPR（業務改革）の徹底」が掲げられている。これらの取組は、町政への関心を高めるための広報戦略の充実や、住民の声を継続的に収集・引き継ぐ体制の整備につながると考える。これらが計画と整合的に進捗しているかを改めて確認するため、以下について伺う。</p> <p>（1）若年層の町政への関心を高めるための、グラフィックを活用した広報戦略やSNS広告等の手法に関する調査・研究の進捗状況を伺う。また、その成果をどのように計画に反映し、効果を測定していく考えでいるのか。</p> <p>（2）本計画のBPRでは、データ管理を紙からデジタルへ移行するとしている。単なる電子化ではなく、職員の異動や退職があっても住民の声を確実に引き継ぎ、管理できる「住民の声管理システム」の検討進捗状況について伺う。</p> <p>○行政手続きのオンライン化の進捗状況について</p> <p>令和6年9月定例会の一般質問において、デジタル申請・給付手続きについて質問を行った。本計画でも行政手続きのオンライン化の推進について、「7年度から8年度をオンライン化強化期間に設定し、集中的にオンライン化を推進する」とされている。そこではKPI（中間目標）として、すでにオンライン対応済みの75件を除く263件の手続きでオンライン化が可能と示されているため、以下について伺う。</p> <p>（1）7年度にオンライン化が実現した、または年度中に実現予定の手続きは何件か。今後の達成計画と期限、優先順位や選定基準、課題認識について伺う。</p> <p>（2）オンライン化に向けた庁内の業務プロセスの見直し、ツール活用やシステム改修、研修等の進捗状況および課題について伺う。</p> <p>（3）オンライン化された手続きについて、町民に</p>

通告順	議員氏名	質問事項
4	2番 小林天馬	<p>よる実際の利用率や申請件数の推移はどのように把握しているか。利用が伸びない場合の改善策はあるか。</p> <p>○電子回覧板を起点とした地域情報共有と区活動活性化について</p> <p>町DX推進計画では、「情報受発信力の強化」の一環として、紙の回覧板による負担軽減を目的に「区の回覧板の電子化」を明記し、「7年度にツール導入、8年度から実証実験、9年度から希望区で利用開始」としている。電子回覧板は役員負担の軽減に加え、若年層や移住者等の区加入率向上、災害時の情報共有・安否確認など、多面的に重要な取り組みである。</p> <p>一方で、発信が複数のツールやアプリに分かれると不便さが増すため、高齢世代などデジタルに不慣れた区民を取り残さない配慮も必要である。こうした双方のニーズをどのように両立し、公助と共助が有機的に機能する運用体制として円滑に進めていく方針かを伺う。</p> <p>(1) 町が検討中の電子回覧板は、どのようなツールを候補としているのか。他自治体の事例も踏まえ、検討状況や課題認識、今後の予定について伺う。</p> <p>(2) 町公式LINEや既存の行政情報配信システムとの統合を図る計画はあるか。複数ツールが乱立しないよう、全体設計や運用方針はどのように考えているか伺う。</p> <p>(3) 電子回覧板を導入した場合、区加入率向上や役員負担軽減などの効果をどのような指標で測定・検証する予定か。定量的KPIや評価方法の検討状況を伺う。</p> <p>(4) 災害時や緊急時に、電子回覧板を安否確認や情報共有に活用する具体的な運用計画はあるか。</p> <p>(5) デジタルに不慣れた方への配慮として、紙回覧の併用やサポート体制の充実が重要と考える。町はデジタル関連講座の年12回開催やデジタル相談員を年5人程度育成・認定するKPIを掲げている。その進捗状況、課題認識、今後の予定について伺う。</p> <p>(6) 電子回覧板の導入・運用にかかる費用の試算と財源の見通しはどうか。町負担と区負担の割合はどのように想定しているか。</p>

通告順	議員氏名	質問事項
5	6番 中澤睦夫	<p>○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例に基づく事前協議について</p> <p>町においては、軽井沢の自然環境や景観を保護するため、「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」及び「軽井沢町の自然保護対策要綱」（以下「条例等」という。）により建築行為などに規制を行っている。この条例等の規定に基づき、特定の土地利用行為を行うときは町長との事前協議を義務付けているが、実際には事前協議がされていない事例があり、近隣からの苦情により発覚することが多い。このことは「自然保護対策要綱等改正検討部会」でも問題となっている。</p> <p>これを踏まえ、町としての対応や現在検討されている規制の見直しに関して伺う。</p> <p>(1) 違反が明らかになるのは近隣住民からの苦情や町への通報によることが多い。町へ情報が寄せられた際、複数部署での対応が必要となる場合が多いと思うが、最初の対応窓口はどの部署になるのか。</p> <p>(2) 近年特に問題となっているのは当町では認めていない民泊施設である。「別荘を民泊として貸し出すための手配・運営を総合的に行っている」ことをインターネットで公表している業者すらあり、サウナ風呂を庭に設置、バーベキューや花火で夜遅くまで騒ぐ事例がある。ほかの自治体では警察とも連携し、受け入れ業者が「違反者は10万円を徴収する」との条件を示し落ち着いた例もある。現在すでに事実上の民泊をしている業者に対し、どのような指導を行っているのか。また、改正される条例等で対応する考えはあるのか。</p> <p>(3) 利用されていない別荘などを宿泊施設へ転用される場合については、住民と町が合同で事前協議の場を設定するなど丁寧な対応が必要ではないかと考えるが、いかがか。</p> <p>(4) 現在の事前協議の流れは、事業者が町との調整後に近隣説明を開始し、説明終了後に町へ協議書を提出、町の確認後に手続き完了となる。事前に事業者が町と調整することにより、近隣の地権者へ「町の許可を得ている」という説明をされると意見を述べづらくなると考えられるが、町の見解はいかがか。</p> <p>(5) 事前協議には、地権者だけでなく、地域をよく知る自治体の役員、景観育成住民協定内の住民、</p>

通告順	議員氏名	質問事項
5	6番 中澤睦夫	<p>軽井沢サクラソウ会議など生態系を考える組織も必須とすべきではないか。</p> <p>○河川へのごみ不法投棄対策について</p> <p>ごみのポイ捨てを含め、不法投棄が町内各所で確認されている。主要道路では自治区も清掃作業をしているのが実態である。中でも河川へのごみの不法投棄は、有害物質による土壌・水質の汚染につながるおそれもあり、防止をしていかなければならないことから伺う。</p> <p>(1) 不法投棄に対して町はどのような対応をしているのか。また、住民からの情報提供で不法投棄を把握することが多いと思うが、町においてパトロールは実施しているのか。</p> <p>(2) 不法投棄は警察と連携した摘発が必要と考えるが、町の見解は。また、警告掲示板の設置基準をどのように定めているか。投棄があった場所や行われやすい場所に限られるのか。</p> <p>○クマ出没の対策について</p> <p>クマが出没し被害が出ている事例が全国的に広がっている。当町でも「ピッキオ」を中心に捕獲檻などの対応をしているが、一層の対策が必要だと考えることから伺う。</p> <p>(1) 最近では、町道でも出没が確認されている。その要因として、未活用の民有地の手入れが行き届かず放置され、クマが隠れる茂みが道路近くに張り出している問題がある。区で刈れるのは道路沿いだけであるため、国の森林環境譲与税や県の助成金を活用するなどして刈り払いはできないか。</p> <p>(2) クマは主にエサを求めて平地に降りてくるため、トウモロコシなどの穀物を育てる畑に電気牧柵を設けて、クマが触れたらショックを与える措置が有効だという。牧柵設置への助成などの対策を検討する考えはあるか。</p>

通告順	議員氏名	質問事項
6	8番 寺田和佳子	<p>○軽井沢病院の経理体制の改善はされたのか</p> <p>軽井沢病院は、令和6年3月28日に全員協議会で初めて「軽井沢病院の固定資産管理に関する問題」を報告し、同年9月4日に2回目の報告があった。今までの不適切な固定資産管理の再発防止策として、昨年11月から今年9月末までで445万円をかけ公営企業会計に精通する会計事務所に月例での会計事務書類・決算関係書類・定期的な棚卸しなど一部業務を委託している。それを踏まえ伺う。</p> <p>(1) 令和7年度当初予算における除却費は医療機器12件3,012,174円、車両1件108,325円の計13件で3,120,499円であると口頭で説明があったが、誤りはないか。</p> <p>(2) 令和7年度に除却する医療機器(No.114)セントラルモニターは、購入が令和元年、耐用年数6年で、償却限度額(5%)に達するのは令和9年であるが、メーカー保証内容・除却に至るまでの修理状況等は。</p> <p>(3) 令和7年度に購入する中で医用テレメーターのように除却を伴わない医療機器が複数あるが、それらは新規購入という認識で良いか。</p> <p>(4) この医用テレメーターを含む7件は、5年度固定資産台帳に期首帳簿原価だけが記載され固定資産として存在する一方、除却一覧表にも存在する。除却したものが固定資産台帳に存在すると、固定資産台帳を元に作成する決算や予算に誤りが生じる可能性があるが、これは公認会計士の指示によるものなのか。</p> <p>(5) 令和5年度決算審査で、資本的収入の医療機器購入金額に誤りがあったことが発覚し、その場で修正されたが、その後現在に至るまでホームページに掲載の軽井沢病院の5年度決算書類が訂正されていない。なぜ正式に修正されないのか。他にも金額に誤りがあるのか。</p> <p>○通級教室を導入しての効果は</p> <p>通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする子どもたちが、取り出し授業を受けられる通級指導教室が令和6年度からスタートしている。それを踏まえ伺う。</p> <p>(1) 各学校での利用状況と、それぞれの学校での課題は何か。</p> <p>(2) 当町では対象児童をLD等としているが、L</p>

通告順	議員氏名	質問事項
6	8番 寺田和佳子	D（学習障害）以外にどのような子どもが通級に通っているのか。 (3) 通級教室に勤務する人材の確保が重要となるが、町で育成する考えはあるか。